

広島市告示第157号
令和7年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び該当する区役所の建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更した土地の区域

広島市南区日宇那町の一部

広島市安芸区矢野西四丁目の一部

3 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 南区役所建設部建築課

(3) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 安芸区役所農林建設部建築課